

横須賀障害者福祉計画

(第4期横須賀市障害福祉計画を含む)

平成27年度(2015年度)～平成32年度(2020年度)



平成27年(2015年)2月

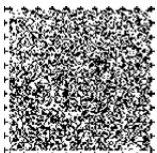
横須賀市





目次

I	計画策定の基本的な考え方	2
1	計画策定の趣旨	
2	計画の基本理念と目標	
3	計画の期間	
4	障害者施策の課題及び施策の方向	
II	障害者施策の体系と事業	4
1	地域生活支援の充実	
2	保健・医療サービスの充実	
3	相談支援・情報提供の充実	
4	療育・教育の充実	
5	働く場・活動の場の充実	
6	バリアフリーの推進	
7	権利擁護システムの構築	
8	障害者福祉の推進基盤の整備	
III	数値目標	14
1	施設入所者の地域生活への移行	
2	地域生活支援拠点の整備	
3	福祉施設から一般就労への移行等	
IV	障害福祉サービス等の見込量	16
1	障害福祉サービスの見込量	
2	地域生活支援事業の見込量	
V	計画の推進体制等	23
1	実施体制	
2	進行管理体制・評価方法	



はじめに

障害者の権利に関する条約の批准、これは画期的なできごとだと思います。

条約の批准にあたっては、障害者基本法の改正や障害者総合支援法などが施行され、障害のある方を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大規模災害時における障害のある方に対する支援のあり方の課題が浮き彫りになりました。

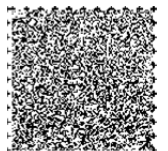
今後、こうした大規模災害時における支援をはじめ、障害のある方が地域で安心して暮らせるための取り組み、就労の支援などをより一層推進していくことが、とても重要なことであると考えています。

このたび、このような取り組みをより一層推進するため、「横須賀障害者福祉計画（第4期横須賀市障害福祉計画を含む）」を策定いたしました。

本市では、「選ばれるまち横須賀」という大きなビジョンを掲げていますが、このビジョンの実現に向け、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちを目指し、今回策定した計画の一つ一つの政策を確実に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました横須賀市社会福祉審議会の委員の皆さまをはじめ、アンケートやパブリック・コメントなどにご協力をいただきました多くの市民の皆さまに、心からお礼を申し上げます。

平成27年（2015年）2月
横須賀市長 吉田 雄人



I 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

横須賀市は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とする障害者基本法に基づき、第1期から第3期の障害者施策に取り組んできました。

国は平成19年に、国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」に署名しました。その後、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法では、障害者の定義が見直されるとともに、「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。さらに平成25年には、平成18年に施行された障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」に改正し、施行されるなど、この10年の間に、障害者施策に関係する数多くの法律が制定されています。「障害者の権利に関する条約」は平成26年1月に批准されました。

横須賀市においても、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」のような障害者施策に関係する数多くの法律の制定に対応し、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境などの分野で総合的かつ計画的に施策を推進していくことが求められています。

「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまち」の実現を目指すため、この「横須賀障害者福祉計画（第4期横須賀市障害福祉計画を含む）」を策定します。

2 計画の基本理念と目標

基本理念 ひとりひとりの個性と命を大切にする

目 標 障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちの実現

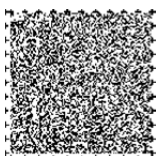
障害者福祉施策は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」（障害者基本法第1条）ことを目指して講じられる必要があります。

障害施策に関する考え方は、時代の変遷とともに様々なものが生まれてきました。

この計画では、障害者と社会との「つながり」の再構築を意識した「インクルージョン」という考え方、つまり、障害者が地域社会の一員として、当たり前地域社会に溶け込み、参加・参画することが重要であるという考え方に重点を置き支持します。また、「インクルージョン」の考え方により、社会に溶け込んだ障害者が、より自分らしく過ごすことが出来るよう、本人の能力回復である「リハビリテーション」や本人が能力を最大限発揮できる環境を整える「エンパワメント」の考え方も併せて支持します。

上記の3つの考え方を踏まえた上で、障害をその人の有する個性として認識し、ひとりの人として、尊重していくことを基本とし、この計画の基本理念を「ひとりひとりの個性と命を大切にする」とします。

この理念に基づき、「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちの実現」を目標とします。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度から 32 年度までの6か年計画とします。

ただし、障害者総合支援法により策定される第4期横須賀市障害福祉計画に該当する「数値目標」及び「障害福祉サービス等の見込量」については、国の基本指針に基づいて、平成 27 年度から平成 29 年度の3か年計画とします。

4 障害者施策の課題及び施策の方向

横須賀市では、平成 21 年に第3期「よこすか障害者福祉計画」（6か年計画）を策定し、6年が経ちました。この間に、平成 23 年に障害者基本法が改正され、平成 25 年には、障害者自立支援法が「障害者総合支援法」に改正されました。また、「障害者の権利に関する条約」が平成 26 年1月に批准されました。

このように障害者を取りまく環境が変化する中、本章においては、計画検討部会や障害のある方々との意見交換会で出された意見等を踏まえて、「横須賀障害者福祉計画（第4期横須賀市障害福祉計画を含む）」の課題を分析し、必要とされる障害者施策を次のように整理します。

1. 障害者が地域で安心して暮らすための取り組み
2. 障害者の就労機会を拡大するための取り組み
3. 大規模災害時における障害者に対する支援の取り組み
4. 障害者の権利擁護に関する取り組み
5. 地域における支え合いを支援する取り組み
6. 発達障害児者への支援に対する取り組み
7. 福祉に携わる人材を確保するための取り組み

用語の解説

※ 合理的配慮

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをさします。

※ 社会的障壁

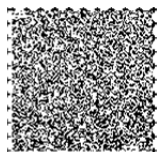
障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

※ インクルージョン (Inclusion)

誰もが差異や多様性を認め合い、相互の連帯や心のつながりを築き、すべての人が疎外されることなく社会のなかに含みこみ、地域社会へ参加・参画するという考え方。

※ リハビリテーション (Rehabilitation)

障害があることにより、社会的に不利な立場に立った人に対するあらゆる分野での総合的な援助。



Ⅱ 障害者施策の体系と事業

★重点的に事業の拡大や内容の充実を図っていく事業

1 地域生活支援の充実

(1) 居宅生活支援の充実

- ①ホームヘルプサービス等の居宅生活を送る上で必要な支援施策について、時間数や時間帯、サービス内容等、より利用者の生活状況やニーズに対応したサービスを充実します。
- ②短期入所（ショートステイ）を増設し、本人だけでなく、家族、支援者などの多様なニーズに応えます。
- ③「親亡き後の支援」を視野に、グループホームでの生活を支援します。

事業	
	ホームヘルプサービスの充実
★	グループホームの整備費の助成
	グループホームの家賃等の助成
	日中活動の場の充実
★	短期入所（ショートステイ）の充実
	補装具、日常生活用具の給付
	ファクス使用料の助成
	紙おむつの給付
	巡回入浴サービスの実施
	寝具丸洗いサービスの実施
	出張理容サービスの実施

(2) 地域生活移行支援の充実

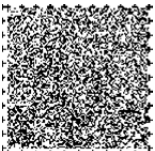
- ①グループホームの整備を行い、地域生活移行の拠点づくりを推進します。
- ②施設入所者や親から独立を希望する障害者の地域生活移行を促進するため、体験型グループホームの利用を促進します。
- ③障害者相談サポートセンター等で、地域移行支援計画の策定を推進します。

事業	
★	グループホームの整備費の助成
	グループホームの家賃等の助成
	体験型グループホームの実施
	障害者相談サポートセンター等での相談の実施

(3) 施設サービスの充実

- ①地域生活が困難な障害者に、身近な所で必要な施設サービスが受けられるように努めます。
- ②地域の関係機関と連携し、利用者の地域移行、就労移行を推進します。
- ③障害者の多様性に配慮しながら、障害者地域作業所から障害福祉サービス事業所への移行を促進します。
- ④障害者地域作業所から障害福祉サービス事業所に移行する際、環境整備などの支援を行います。

事業	
	障害者の施設利用
	就労移行、地域移行支援の充実
★	障害者地域作業所から障害福祉サービス事業所への移行支援



(4) 移動支援の充実

- ①移動支援サービスの利用増加に伴い、新規事業者の設置や既存事業者の規模拡大を促します。
- ②重度障害者などへのタクシー料金等を助成します。

事業

- 移動支援サービスの充実
- 同行援護サービスの充実
- 自動車運転訓練費の助成
- 自動車改造費の助成
- 重度障害者などへのタクシー料金等の助成

(5) 住宅の確保

- ①グループホームの整備費を助成します。
- ②グループホームの家賃及び更新料の一部を助成します。
- ③障害に応じた居住空間を確保するため、住宅改造費用の助成をします。

事業

- ★グループホームの整備費の助成
- グループホームの家賃等の助成
- 住宅改造費の助成

(6) 経済的な自立の促進

- ①障害年金や特別障害者手当等の充実に国に要望します。
- ②経済的な自立を促進するため、重度障害者に対し、国又は市の福祉手当を支給します。
- ③経済的に困窮した場合、福祉制度を広く活用するため、関係部署が緊密に連携し支援します。

事業

- 障害年金や特別障害者手当などの制度充実のための国への要望
- 福祉手当の支給
- 介護慰問金の支給
- 生活福祉資金の貸付
- 市の窓口での総合的な相談

(7) 余暇活動の支援の充実

- ①余暇活動を支援するため、移動支援サービスを充実します。
- ②障害者が共に参加できる創作教室等を実施します。

事業

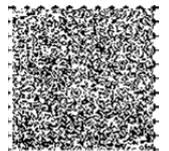
- 移動支援サービスの充実
- 創作教室など活動プログラムの実施
- 障害児者の健康づくり事業の実施
- 神奈川ゆうあいピック大会への助成
- 動物村のお祭りの開催

(8) 防災対策の充実

- ①各避難所が、障害者の避難スペースとなり、一次福祉避難所をスムーズに設置出来るよう、事前に支援を行います。
- ②二次及び三次福祉避難所の開設に備え、避難所となる施設等と事前に契約を結び、大規模災害に備え、着実な準備を実行します。
- ③携帯電話等のGPS機能を活用した緊急通報 Web119 サービスの拡充に努めます。

事業

- 災害時要援護者支援プランの推進
- ★福祉避難所の開設支援
- 救急講習会の実施
- 横須賀市障害者施策検討連絡会と連携し、地域の避難訓練へ参加
- 地域防災計画の推進
- 警察・消防との連携
- 防災訓練の実施
- 自治会、町内会等地域組織との連携
- ファクス119番の実施
- 緊急通報 Web119 サービスの実施



2 保健・医療サービスの充実

(1) 障害に理解のある保健・医療体制の構築

- ①保健・医療サービス従事者の障害者への理解を深めるための研修等を実施します。
- ②障害に応じた診療体制の充実を検討します。

事業

障害者理解のための医療従事者への研修の実施
障害に応じた診療体制の充実の検討

(2) 救急医療体制の充実

- ①精神科救急医療情報窓口の活用により、24時間体制を推進します。
- ②夜間・休日の救急医療体制を充実します。

事業

精神科救急の24時間体制の推進
夜間・休日救急医療体制の充実

(3) 精神保健施策の推進

- ①「健康・食育推進プランよこすか」によるこころの健康づくり等の精神保健施策を推進します。

事業

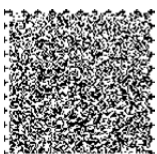
こころの健康づくり教室の開催
ひきこもり支援の推進
自殺対策推進事業の実施

(4) 障害の軽減・補完・治療など

- ①医療を受けやすくするため、自立支援医療費・療養介護医療費等の支給のほか、重度障害者医療費等を助成します。
- ②障害・疾患に応じた相談会や、訪問指導を実施します。
- ③精神障害者デイケアを充実します。

事業

重度障害者医療費の助成
自立支援医療費の支給
療養介護医療費の支給
小児慢性特定疾患医療費の助成
耳の相談会の実施
心身障害児歯科検診事業への助成
心身障害者（児）歯科診療所の助成
肢体不自由児者の訓練会の実施
精神障害者デイケアの充実
精神障害者訪問指導の実施
特定疾患医療相談会の実施
難病グループ育成事業の実施
難病患者訪問指導（診療）の実施
骨髄提供希望者登録推進事業の実施



3 相談支援・情報提供の充実

(1) 身近な地域における相談支援体制の整備

- ①障害者相談サポートセンター等を充実させ、身近な地域で相談支援を推進します。
- ②本人の意思決定を支援し、介護者と相談しながら、個々のニーズに合ったサービス利用計画を策定します。
- ③障害当事者同士で必要な相談支援（ピアカウンセリング）が実施できる体制づくりを推進します。
- ④保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等専門職が相談支援を行う体制づくりを推進します。

事業

- 障害者相談サポートセンターおよび相談支援事業所の充実
- サービス利用計画策定時の相談支援
- ピアカウンセリングの実施
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付時の相談
- 特定疾患医療受給者証交付・更新申請時の相談
- 健康づくり課での精神保健福祉相談、難病相談
- 療育相談センター、児童相談所での障害児相談
- 難病患者訪問相談
- 障害福祉サービスの利用相談及び生活相談

(2) 専門研修の充実

- ①障害者サポートセンターや相談支援事業所等の相談業務の従事者に対し、専門的な研修を実施します。

事業

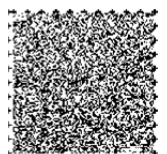
- 障害者相談サポートセンター等の従事者に対する専門研修の実施

(3) 情報収集・提供の充実

- ①点字図書館の機能を強化します。
- ②福祉サービス提供事業者の現地指導結果を情報提供します。
- ③福祉サービス提供事業者のサービスの自己評価結果を情報提供します。
- ④第三者評価機関によるサービス評価結果の情報提供について検討します。

事業

- 点字図書館の情報提供機能の充実
- 福祉サービス提供事業者に対する現地指導結果の開示
- 福祉サービス提供事業者自己評価結果の開示
- 福祉サービス第三者評価機関による評価結果の開示
- IT技術による情報提供の充実
- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣の充実
- 点字版広報紙などの発行
- 行政資料の点字版・録音版の作成
- 点訳・音訳ボランティアの養成
- バリアフリーマップの更新・周知



4 療育・教育の充実

(1) 療育体制の充実

- ①療育相談センターでは、発達の遅れや障害のある乳幼児期から概ね18歳までのお子さんに診療や相談を行い、保育園、学校等の地域と連携した一貫支援を行います。
- ②児童期における一貫した療育や支援が、18歳以降も引き続き行われるよう、関係部署の密接な協力体制を構築します。
- ③障害児の子育てに必要な情報提供やネットワークづくりを関係機関と連携しながら充実していきます。
- ④子育ての孤立化防止のため、必要な情報提供やネットワークづくりを充実します。

事業

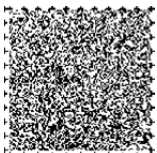
- 療育相談センター機能の充実
- 障害児の子育てに必要な情報提供やネットワークづくりの支援
- 在宅重症心身障害児者訪問指導事業の実施
- 障害児者音楽教室の実施
- 民間保育園の障害児保育の助成
- 民間幼稚園の障害児保育の助成
- 放課後等デイサービスや児童発達支援等の実施

(2) 障害の早期発見・早期療育

- ①障害の早期発見のため、妊婦・新生児・乳幼児など健康診査を実施します。
- ②生後4か月までの赤ちゃんのいる全家庭に保健師・助産師が訪問し、体重測定、育児相談を実施します。
- ③早期療育につなげられるよう、フォローアップ教室や相談・各種教室を実施します。

事業

- 妊婦健康診査の実施
- 周産期支援教室（プレママ・プレパパ教室等）の実施
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の実施
- 乳幼児（乳児・1歳6か月児・3歳6か月児）健診の実施
- 10か月児健診の実施
- フォローアップ教室（カンガルー教室）の実施
- 療育相談センターで乳幼児期の早期からの診療、相談、各種教室等の療育支援の実施
- 視聴覚健診の実施
- ダウン症に関する障害者団体及び公的な相談窓口の周知（医療機関でのパンフレット配架等）

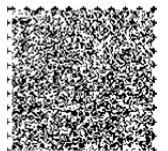


(3) 教育体制の充実

- ①障害児童生徒、保護者が、身近な地域で多様な教育を自己選択して受けられるよう、学校体制を充実します。
- ②障害児童生徒の進学や就職に際し、進路を自己選択するために必要な相談支援や教育プログラムを充実します。
- ③登校から下校まで、必要な支援体制を充実します。
- ④休日や長期休業時の家族支援や余暇支援を検討します。
- ⑤学童クラブにおける障害児の受け入れを支援します。
- ⑥市立養護学校・ろう学校における地域の特別支援教育のセンター的機能を充実します。
- ⑦障害児童生徒に対する理解を深めるため、学校と地域住民との交流を促進します。
- ⑧特別支援教育の研修を充実し、教職員の指導力向上を図ります。
- ⑨自閉症児、アスペルガー症候群児、LD（学習障害）児、ADHD（注意欠陥多動性障害）児等に対する教職員の理解を深めるとともに、その指導方法等に関する研修を充実します。
- ⑩医療的ケアの必要な障害児童生徒の通学する学校に看護師等の配置や派遣を充実します。
- ⑪バリアフリーの学校環境の整備を推進します。
- ⑫在学中に障害を有した人が復学するために必要な支援を検討します。

事業

- 身近な地域で多様な教育が自己選択できる学校体制の充実
- 進路に関する相談支援の充実
- 就学支援サービスの充実
- 家族及び余暇支援サービスの検討
- 学童クラブの障害児受け入れの助成
- 横須賀市立養護学校・ろう学校における地域の特別支援教育のセンター的機能の充実
- 障害児童生徒の地域交流の推進
- 教職員研修の充実
- 学校における医療的ケアの推進
- 校舎バリアフリー化の推進
- 復学に必要な支援の検討
- 特別支援学校の運営
- 特別支援学級の運営



5 働く場・活動の場の充実

(1) 就労支援の充実

- ①職域開拓、就職後のフォローアップ、再就職支援、ジョブコーチなどを充実し、地域の中核的な役割を果たすよう、よこすか就労援助センター及びよこすか障害者就業・生活支援センターの機能を強化します。
- ②よこすか就労援助センターに職場定着支援員を配置し、障害者の職場定着を支援します。
- ③特例子会社の誘致・設立を支援します。
- ④横須賀市役所で、知的障害者等を臨時職員として雇用し、職場体験実習を実施します。

事業

よこすか就労援助センター（よこすか障害者就業・生活支援センターを併設）の充実

★ 職場定着支援員による支援

職場定着サポーターの導入

特例子会社の誘致・設立支援

障害者雇用奨励金の支給

事業主に対する障害者雇用の啓発

横須賀市役所における障害者雇用の促進

横須賀市役所での知的障害者等職場体験実習の実施

(2) 活動の場の充実

- ①障害者作業所など地域の活動の場に対する助成を行います。

事業

地域作業所への助成

地域活動支援センターへの助成

障害者施設等通所交通費の助成

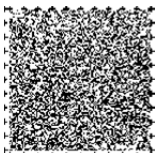
横須賀市立福祉援護センターの運営

障害者雇用奨励金の支給

事業主に対する障害者雇用の啓発

横須賀市役所における障害者雇用の促進

横須賀市役所での知的障害者等職場体験実習の実施



6 バリアフリーの推進

(1) ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくり

事業

- ①ユニバーサルデザインを取り入れ、すべての市民にやさしいまちづくりを推進します。
- ②ユニバーサルデザインの普及に努めます。

ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくり
ユニバーサルデザインの普及

(2) 交通バリアフリーのまちづくり

事業

- ①公共交通機関に、障害者に配慮した整備を進めるよう、働きかけを行います。
- ②歩道の段差など通行の妨げになるか所の解消に努めます。

点字ブロックの整備
ノンステップバスの普及
UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの導入促進
歩道の段差解消工事の実施

(3) こころのバリアフリーの推進

事業

- ①障害に対する差別や偏見のないまちづくりを推進します。
- ②支援が必要なときに、市民誰もが手を差し延べられるまちづくりを推進します。

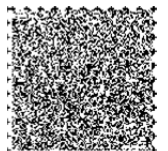
こころのバリアフリーに関する広報・啓発の実施
動物村のお祭りの開催
やさしさ広がれ ふれあいフェスティバルの開催
点字図書館フェスティバルの開催
こころの健康づくり教室の開催
地域啓発講演会の実施

(4) 生活環境と福祉の街づくり

事業

- ①公共建築物等のバリアフリー化を推進します。

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の推進
公共建築物等のバリアフリー化の推進



7 権利擁護システムの構築

(1) 人権思想の普及

- ①障害者と関わる機会の多い行政、教育、医療機関等の従事者を対象とした人権教育を充実し、差別や偏見をなくすように努めます。
- ②学校教育や社会教育における人権教育を充実し、差別や偏見をなくすように努めます。

事業

障害者と関わりの多い行政、教育、医療関係者等への人権教育の実施
学校教育や社会教育における人権教育の充実

(2) 障害者の権利擁護対策の充実

- ①社会福祉協議会の相談機能を充実し、権利擁護や福祉サービスの苦情受け付けなど各種相談に応じる体制の強化を図ります。
- ②第三者機関による権利侵害の救済や福祉サービスの苦情解決等を効果的に実施するための制度創設を検討します。
- ③障害福祉課で実施している障害者虐待防止センター機能を充実させ、障害者に対する虐待の防止に努めます。
- ④「親亡き後の支援」を視野に、成年後見制度の利用支援を充実します。
- ⑤障害者の人権について研究を行うことにより、より人権に配慮した行政サービスの提供を検討します。
- ⑥障害者差別解消法の施行（平成28年度予定）に向けた検討を行います。

事業

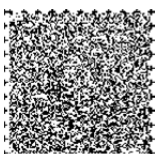
横須賀市社会福祉協議会による権利擁護や相談体制等の充実
権利擁護や苦情相談を行う第三者機関の検討
★成年後見制度の利用支援の充実
人権擁護施策の推進

(3) 障害者福祉思想の普及

- ①地域社会への障害者の参加促進を図ることにより、相互理解を促進します。

事業

「障害者週間」関連事業の実施
障害者福祉の手引等の作成
地域作業所等の製品の活用
学校における福祉教育の推進
地域社会の行事等への参加促進



8 障害者福祉の推進基盤の整備

(1) 難病対策の充実

- ①疾患系別の特定疾患医療相談会及び訪問相談・訪問指導（診療）を実施します。
- ②在宅難病患者の支援における促進、医療、福祉の連携を強化し、より充実した支援を図るため、支援者を対象とした講演会及びケース検討会を開催します。

事業

- 難病患者地域支援対策推進事業の実施
- 難病患者支援ネットワーク事業の実施
- 難病患者団体の活動支援
- 難病患者等グループ育成事業の実施

(2) 地域ケアの充実

- ①地域の保健・医療・福祉・就労・教育機関や障害当事者による障害者の地域生活を検討する横須賀市障害とくらしの支援協議会の充実を図ります。

事業

- 横須賀市障害とくらしの支援協議会の充実

(3) 施策検討の場への障害者の参画

- ①社会福祉審議会をはじめ様々な分野で、障害者に関わる施策の検討には障害当事者の参画を求め、より実態にあった施策の実現を図ります。
- ②市内の障害者団体や事業所、障害当事者等から構成される横須賀市障害者施策検討連絡会と緊密に連携し、障害者施策に関する様々な課題について、ともに話し合います。

事業

- 障害当事者の障害者関連施策検討への参画
- 横須賀市障害者施策検討連絡会との連携
- 横須賀市障害とくらしの支援協議会との連携

(4) 地域関係者との連携

- ①地域の関係機関・関係者と協力し、障害の理解と障害者福祉施策を推進します。
- ②民生委員・児童委員、社会福祉推進委員、障害福祉相談員等と、地域における相互の連携を推進します。
- ③市役所内の各部署、国や県の機関、教育機関、医療機関、指定管理事業者との連携を推進します。

事業

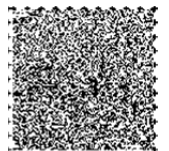
- 横須賀市障害とくらしの支援協議会との連携
- 横須賀市社会福祉協議会との連携
- 横須賀市社会福祉事業団との連携
- 障害者相談サポートセンターとの連携
- サービス提供事業者との連携
- 民生委員・児童委員との連携
- 社会福祉推進委員との連携
- 障害福祉相談員との連携
- 横須賀市障害者施策検討連絡会との連携
- 難病患者支援関係者との連携

(5) ボランティア活動の育成・推進

- ①地域における当事者活動やボランティア活動を推進するため、障害者団体やボランティアセンター、地域訓練会への助成を行います。
- ②学校教育において、ボランティア活動の理解を促進します。

事業

- 障害者団体への助成
- ボランティアセンターへの助成
- 地域訓練会への助成
- 学校教育におけるボランティア活動の理解促進



Ⅲ 数値目標

1. 施設入所者の地域生活への移行	
入所施設	障害や家庭の事情など様々な理由により自宅で生活できない方に、生活の場及び日中活動の場を提供するとともに、介護、食事、入浴、その他必要な支援を提供する施設。
地域生活	施設や病院の中で暮らすのではなく、グループホーム、一般住宅などを利用して、暮らしたいと望む地域で、自らの意思で選択・決定し、地域社会の一員として自分らしい暮らしをすること。
2. 地域生活支援拠点の整備	
地域生活支援拠点	入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制を整備して行われる「相談」「一人暮らしやグループホーム等の体験の機会・場」「ショートステイによる緊急時受け入れ体制」などの地域生活支援の機能をさらに強化するため、一定の地域内に、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点のこと。
3. 福祉施設から一般就労への移行	
一般就労	一般の事業所（いわゆる企業や官公庁など）や特例子会社、重度障害者多数雇用事業所などで働くこと。
日中活動系サービス	生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）など、主として昼間に提供される支援サービスのこと。

平成 29 年度の数値目標

1 施設入所者の地域生活への移行

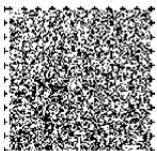
横須賀市の平成 26 年 4 月の入所施設利用者数は 333 人です。

平成 27 年度から 29 年度までの数値目標については、平成 26 年 4 月の入所施設利用者数 333 人から 12 人（3.6%：過去 7 年の平均値）が地域生活へ移行することを目標とします。

また、入所施設利用者の減少見込みについては、多くの入所待機者がおり、施設入所者の人数を減らすことは困難であることから、平成 29 年度末時点で、平成 26 年 4 月時点の入所施設利用者数を上回らないことを目標とします。

平成 26 年 4 月時点の入所施設利用者数 (①)	333 人
平成 29 年度末時点の入所施設利用者数 (②)	333 人
【目標】入所施設利用者の減少見込数 (①-②)	±0 人
【目標】地域生活移行者数	12 人 (3.6%)

(注) 入所施設利用者の減少見込数は、地域生活移行者数に新規入所や地域生活移行以外の退所などの増減を加味した数値です。



2 地域生活支援拠点の整備

障害者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、自立等に関する相談や、1人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

こうした機能を実現するため、平成29年度末までに、地域生活支援拠点（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む）について関係施設と調整のうえ、整備を行うことを目標とします。

【目標】平成29年度末までに地域生活支援拠点の整備を行う

3 福祉施設から一般就労への移行等

横須賀市の福祉施設利用者の中で、平成24年度に一般就労に移行した方は11人です。

平成29年度（年間）に福祉施設から一般就労へ移行する方についての数値目標は、平成24年度に施設から一般就労した人数の2倍（22人）とします。

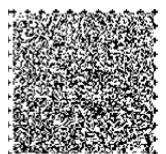
また、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成25年度末の利用者数42人から67人に増やすことを目指します。

加えて、就労移行支援事業所について、平成29年度末における、就労移行率が3割を超える事業所の割合が、全事業所の50%以上となることを目指します。

【目標】平成29年度における年間一般就労移行者数	22人
【目標】就労移行支援事業の利用者数	67人
【目標】就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	50%以上

（注1）平成29年度までに、1年あたり22人が一般就労することが目標となります。

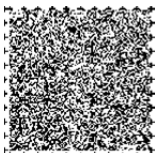
（注2）ここで言う「福祉施設」とは、障害福祉サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を提供する施設が対象となります。



IV 障害福祉サービス等の見込量

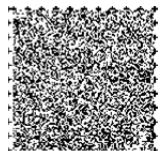
障害福祉サービス

訪問系サービス〔主として自宅において提供される支援サービス〕	
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護など、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援など総合的な支援を行うサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供するサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供するサービス
日中活動系サービス〔施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス〕	
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護などを行うサービス
自立訓練(機能訓練)	身体障害の方に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練(生活訓練)	知的障害・精神障害の方に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労移行支援	就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援(A型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援(B型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、病院などで、機能訓練、療養上の管理、その他必要な支援を提供するサービス
短期入所(ショートステイ)	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、短期間、夜間も含め施設などで、生活の場やその他必要な介護などを提供するサービス
居住系サービス〔施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービス〕	
施設入所支援	施設に入所する方に、入浴・排せつ・食事の介護など、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
計画相談支援等〔ケアプランの作成や、障害者が地域で暮らすことを支援するサービス〕	
計画相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる方の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向け、きめ細かく支援するサービス
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うサービス
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した方や、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うサービス
障害児通所支援・入所支援・相談支援サービス ※児童福祉法に基づくサービス	
児童発達支援	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うサービス
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービス
放課後等デイサービス	在学中の障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス
福祉型障害児入所支援	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うサービス
医療型障害児入所支援	医療的なケアを必要とする児童に対する障害児入所支援及び治療を行うサービス
障害児相談支援	障害児通所支援等の利用を希望する方に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービス



地域生活支援事業

地域生活支援事業 (地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業)	
障害者相談支援事業	地域の障害のある方などの総合的な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整などを行い、相談支援体制やネットワークの構築を行う事業
基幹相談支援センター	身体障害者、知的障害者、精神障害者の総合的な相談や、地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関
理解促進・研修啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業
成年後見制度利用支援事業	身寄りがないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない障害者について、市長が代わりに申立てを行ったり、成年後見制度を利用するための費用負担が困難な障害者に対して、審判の申立てにかかる費用および後見人等への報酬の助成を行う事業
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能などの障害のため、意思の疎通を図ることが困難な方に、手話通訳や要約筆記者の派遣、手話通訳の設置などを行う事業
日常生活用具給付事業	在宅の障害のある方に、その方に適した自立生活支援用具など日常生活用具を給付又は貸与する事業
移動支援事業	単独での外出が困難な方が円滑に外出できるよう移動を支援する事業
地域活動支援センター	施設で、日中活動の場の提供や社会との交流などを行う事業
地域作業所	一般の事業所では働くことが困難な在宅の障害のある方に、働く場や活動の場を提供し、作業指導、生活訓練などを行う施設



1 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービスの見込量

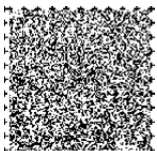
訪問系サービスに分類される「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「同行援護」の見込量については、過去5年間の実績の伸び率を考慮して、平成27年度から29年度までのサービス量を見込んでいます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	見込量(時間)	15,559	16,023	16,496
	見込利用者数(人)	745	768	791

(内 訳)

居宅介護	見込量(時間)	14,013	14,434	14,867
	見込利用者数(人)	696	717	738
重度訪問介護	見込量(時間)	765	788	811
	見込利用者数(人)	5	6	7
行動援護	見込量(時間)	12	12	12
	見込利用者数(人)	2	2	2
重度障害者等包括支援	見込量(時間)	0	0	0
	見込利用者数(人)	0	0	0
同行援護	見込量(時間)	769	789	806
	見込利用者数(人)	42	43	44

(注) 数値は1か月あたり。



(2) 日中活動系サービスの見込量

日中活動系サービスに分類される「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「療養介護」及び「短期入所」の見込量については、近年の実績や事業所の新設を考慮して、平成27年度から29年度までのサービス量を見込んでいます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	見込量（人日）	17,034	17,715	18,424
	見込利用者数（人）	1,006	1,046	1,088
自立訓練 （機能訓練）	見込量（人日）	199	207	214
	見込利用者数（人）	27	28	29
自立訓練 （生活訓練）	見込量（人日）	239	257	275
	見込利用者数（人）	13	14	15
就労移行支援	見込量（人日）	1,002	1,134	1,266
	見込利用者数（人）	53	60	67
就労継続支援 （A型）	見込量（人日）	807	863	920
	見込利用者数（人）	43	46	49
就労継続支援 （B型）	見込量（人日）	5,993	6,511	7,029
	見込利用者数（人）	347	377	407
療養介護	見込利用者数（人）	70	74	74
短期入所 （福祉型）	見込量（人日）	899	968	1,106
	見込利用者数（人）	169	182	208
短期入所 （医療型）	見込量（人日）	37	40	46
	見込利用者数（人）	7	8	9

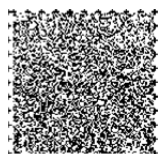
（注）数値は1か月あたり。

(3) 居住系サービスの見込量

居住系サービスについては、次のとおり、平成27年度から29年度までのサービス量を見込んでいます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	見込量（人分）	333		
共同生活援助	見込量（人分）	252	264	276

（注）数値は1か月あたり。



(4) 計画相談支援等の見込量

計画相談支援等については、次のとおり、平成27年度から29年度までのサービス量を見込んでいます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	見込量(人分)	110	120	130
地域移行支援	見込量(人分)	5	5	5
地域定着支援	見込量(人分)	3	3	3

(注) 数値は1か月あたり。

(5) 障害児通所支援・入所支援・相談支援サービスの見込量

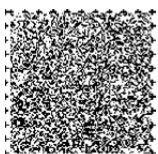
障害児通所支援・入所支援・相談支援サービスについては、次のとおり、平成27年度から29年度までのサービス量を見込んでいます。障害児通所支援・入所支援・相談支援サービスは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとは異なり、児童福祉法に基づくサービスとなります。

なお、横須賀市では医療型障害児入所施設が、平成26年度に開設されています。

福祉型障害児入所施設については、1施設確保することとします。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	見込量(人日)	1,139	1,196	1,256
	見込利用者数(人)	189	198	208
医療型児童発達支援	見込量(人日)	157	157	157
	見込利用者数(人)	20	20	20
放課後等デイサービス	見込量(人日)	2,670	2,804	2,944
	見込利用者数(人)	359	377	396
福祉型障害児入所支援	見込量(人日)	682	682	682
	見込利用者数(人)	23	23	23
医療型障害児入所支援	見込量(人日)	293	293	293
	見込利用者数(人)	11	11	11
障害児相談支援	見込量(人分)	30	32	34

(注) 数値は1か月あたり。



2 地域生活支援事業の見込量

(1) 相談支援事業等の見込み

相談支援事業等については、次のとおり、平成27年度から29年度までのサービス量を見込んでいます。また、現在の障害者相談支援事業を発展させ、平成29年度までに基幹相談支援センターの設置を目指します。

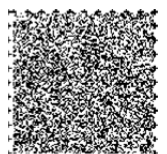
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	見込量(か所)	4	4	4
基幹相談支援センターの設置	見込	平成29年度までに設置		
理解促進・研修啓発事業	見込	実施		
自発的活動支援事業	見込	実施		
成年後見制度利用支援事業	見込量(人)	10	10	10
成年後見制度法人後見支援事業	見込	実施		

(2) 意思疎通支援事業の見込み

意思疎通支援事業については、次のとおり、平成27年度から29年度までのサービス量を見込んでいます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者派遣事業	見込量(件)	1,016	1,067	1,121
要約筆記者派遣事業	見込量(件)	278	292	306
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	見込量(件)	3	3	3
手話通訳者・要約筆記者養成事業	修了見込者数(人)	45	46	47
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	修了見込者数(人)	10	12	14
手話通訳者設置事業	実設置見込者数(人)	2	2	2

(注) 数値は1年あたり。



(3) 日常生活用具給付事業の見込み

日常生活用具給付事業については、次のとおり、平成 27 年度から 29 年度までのサービス量を見込んでいます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	見込量 (件)	28	28	28
自立生活支援用具	見込量 (件)	65	65	65
在宅療養等支援用具	見込量 (件)	63	63	63
情報・意思疎通支援用具	見込量 (件)	77	77	77
排泄管理支援用具	見込量 (件)	5,052	5,154	5,258
居宅生活動作補助用具	見込量 (件)	14	14	14
合計	見込量 (件)	5,299	5,401	5,505

(注) 数値は 1 年あたり。

(4) 移動支援事業の見込み

移動支援事業については、次のとおり、平成 27 年度から 29 年度までのサービス量を見込んでいます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	見込利用者 (人)	1,076	1,119	1,164
	見込時間数 (時間)	17,895	18,611	19,356

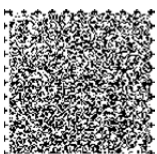
(注) 数値は 1 か月あたり。

(5) 地域活動支援センター (地域作業所を含む) の見込み

地域作業所を含む地域活動支援センターについては、平成 25 年度実績 (35 か所) をもとに、障害者総合支援法の事業への移行による減少を見込んだ数値となっています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター (地域作業所を含む)	見込量 (か所)	29	28	27
	見込利用者数 (人)	364	352	340

(注) 利用者数は 1 か月あたり。



V 計画の推進体制等

この計画を着実に推進するためには、横須賀市のみならず、関係機関・団体との連携を図りつつ、計画の進捗状況の定期的な分析及び評価を実施し、必要に応じて計画や事業の見直し等を行うなど、PDCA サイクルの考え方を取り入れながら積極的に取り組んでいく必要があります。

本章では、この計画を実行するにあたっての推進体制等を明らかにします。

1 実施体制

この計画は、横須賀市の障害者福祉施策の基本計画であり、計画に含まれる分野は、地域生活支援、保健・医療、相談支援・情報提供、療育・教育、働く場・活動の場、バリアフリーの推進、権利擁護システムなどの様々な分野にわたっています。

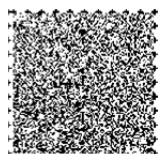
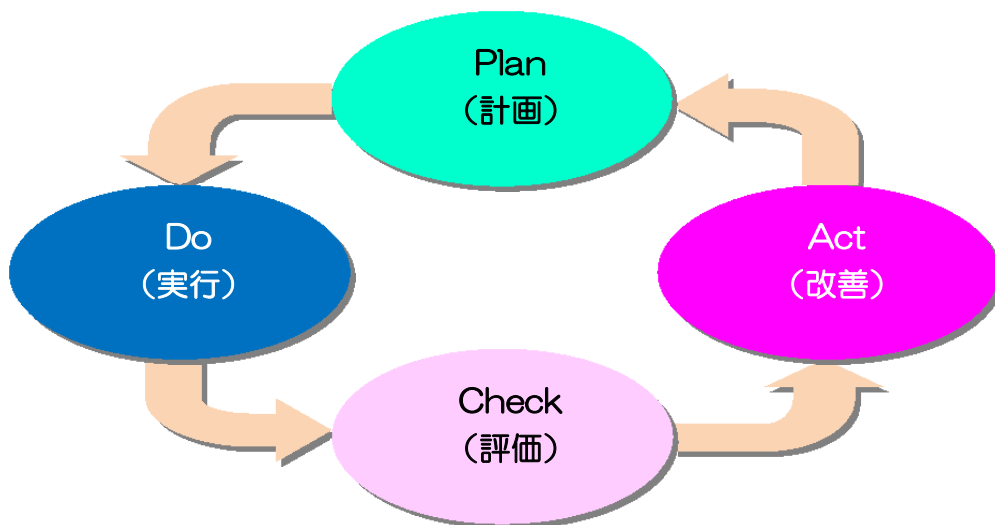
このため、福祉部が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障害当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

2 進行管理体制・評価方法

横須賀市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会において、この計画の推進に関する必要な事項の検討や着実な進行管理・評価を行います。なお、進行管理・評価結果については、市政情報コーナーにて公表し、透明性を高めます。

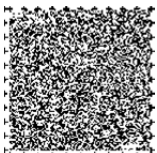
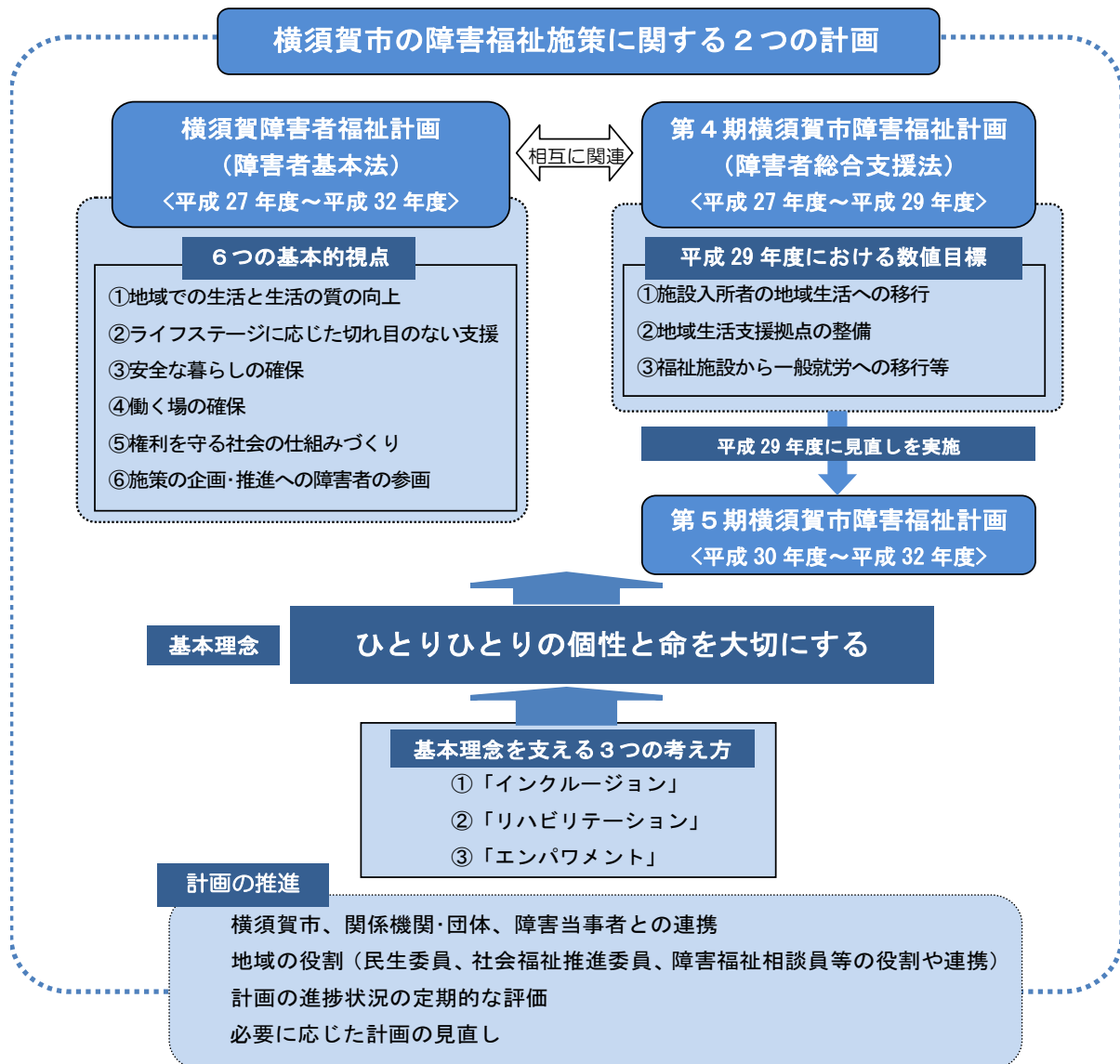
PDCA サイクルの概念図

PDCA サイクルとは、事業活動において、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を順に実施し、4番目の Act を次のPDCA サイクルに結び付け、そのサイクルを繰り返すことによって、推進を図っていく手法です。





計画の推進体制等



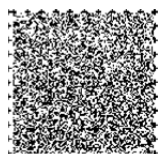
■ 障害者福祉計画等検討部会委員名簿 ■

(敬称略・五十音順)

区 分	委 員 名	役 職 等
学 識	浅羽 昭子	市民公募
従事者	飯野 雄彦	社会福祉法人みなと舎 理事長
学 識	○市川 成子	障害者施策検討連絡会 代表
従事者	伊藤 綾季子	こどもひろば風 センター長
従事者	海原 泰江	障害とくらしの支援協議会 会長
従事者	後藤 由紀夫	よこすか就労援助センター 主査
学 識	◎笹田 哲	県立保健福祉大学 准教授
従事者	下江 秀雄	NPO法人横須賀つばさの会 理事長
学 識	高場 利勝	こども育成部 こども青少年支援課長
学 識	戸澤 敬子	市民公募
当事者	長澤 美津子	横須賀膠原病リウマチ友の会 会長
学 識	三浦 昭夫	教育委員会 支援教育課長
学 識	村上 知之	県立岩戸養護学校 進路指導担当教諭

注1 障害者福祉計画等検討部会は、計画の策定に関する必要な事項を検討するため、横須賀市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会に設置されました。

注2 ◎は部会長、○は職務代理者を示します。





横須賀障害者福祉計画 (第4期横須賀市障害福祉計画を含む)

ダイジェスト版

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地
横須賀市 福祉部 障害福祉課
TEL : 046-822-9398 FAX : 046-825-6040
E-mail : hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

リサイクル適性 (A)

本冊子は、グリーン購入法に基づく平成26年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断の基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

この冊子は、2,000部作製し、1冊あたりの印刷経費は500円です。

